

先払いプレミアム付飲食 クーポンの発行を支援します！

市内の飲食業の事業者が事業資金調達のために、店内飲食だけでなく、テイクアウトなどでも利用できる先払い飲食クーポンを発行する際のプレミアム分を補助する制度を創設しました。

ぜひ、ご活用ください。

最大 **10** 万円

対象となる事業者

- (1) 中小企業者(※)又は中小企業者と同等と認められるものであること
- (2) 法人等にあつては市内に主たる事業所又は事務所を有し、個人にあつては市内に住所及び主たる事務所を有すること
- (3) 飲食店営業(食品営業)の許可を受けていること
- (4) フランチャイズではないこと
- (5) 市税を完納していること
- (6) 暴力団等との関わりがないこと

上記6項目すべて満たしている必要があります。

※中小企業者(飲食店の場合)
(以下の要件のいずれかを満たす者)

資本金・ 出資金	常時雇用する 従業員数
5千万円以下	50人以下

補助対象の要件・内容

1. 令和2年1月29日から令和3年1月31日までに実施するプレミアム付飲食クーポン事業が対象
2. プレミアム付飲食クーポンのプレミアム分の合計額(販売額の50%上限)を補助

(令和2年1月29日以降に発行・販売を行ったもの)

例①: 販売額1,000円、券面額1,500円の飲食クーポンを発行し、販売した場合、プレミアム分の500円を市から補助します。

例②: 販売額1,000円、券面額1,800円の飲食クーポンを発行し、販売した場合、プレミアム分は800円となるが、販売額の50%が上限であるため、500円を市から補助します。

※補助金の額は、プレミアム分の合計額又は10万円のうちいずれか少ない額となります。



お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課

電話 073-435-1233

FAX 073-435-1256

メール shoko@city.wakayama.lg.jp

和歌山市プレミアム付飲食クーポン事業補助金

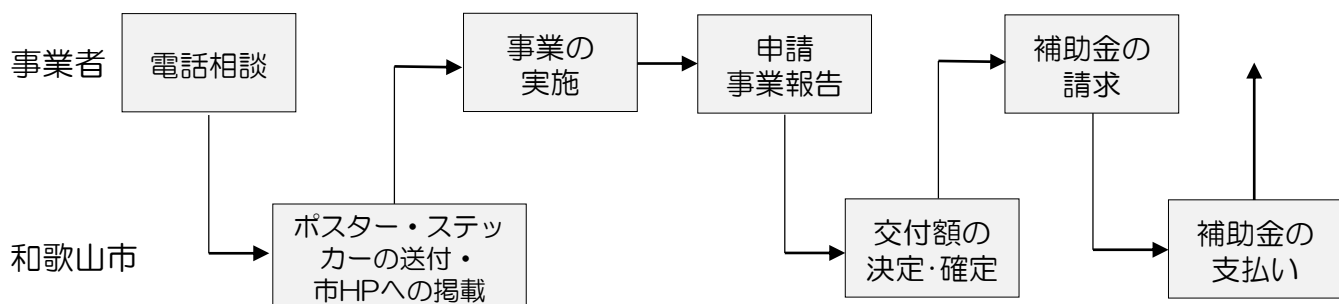


詳細はウェブで検索
又は QRコードか
ら市のHPをご覧ください



よくあるお問合せ

申請の流れを教えてください。



申請・事業報告時に必要な書類を教えてください。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 事業報告書
- (4) 販売実績報告書
- (5) 売上台帳の写し等販売実績の分かる書類
- (6) 飲食クーポンの写真、ホームページの画面コピー等実施した飲食クーポンの発行の内容が分かる資料
- (7) 飲食店の営業許可の写し
- (8) 確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。）

申請書を郵送で提出してもよいですか。

郵送でも構いません。

申請期限はいつまでですか。

令和3年2月3日までとなっております。
ただし、予算上限に達し次第、受付を終了とします。

お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課
電話 073-435-1233
FAX 073-435-1256
メール shoko@city.wakayama.lg.jp

和歌山市プレミアム付飲食クーポン事業補助金



詳細はウェブで検索
又は QRコードから市のHPをご覧ください

